

加茂市

空き家対策

株式会社サイネックス

空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ〜！[🐾]

空き家リポーター
「りのにゃ〜」





加茂市・田上町の皆様へ
 明治創業百五十年品質の
 ご葬儀を。

地域最多の実績とホール数

代表取締役 石附大昌



皆様からサービス・施設・価格ともに多くのご満足の声多数! \ご葬儀ご依頼件数 累計3万件以上 /

今なら資料請求でプレゼントキャンペーン実施中!



当社のご葬儀で使える
 10,000円割引券プレゼント!

フリーダイヤル
 またはLINE・ホームページより
 ご連絡ください。

●ご葬儀・供養・終活のことなど
 LINEで無料相談
 可能!

個別チャットで皆様のご相談にお応えします。

QRコードから
 友達追加!



SUSTAINABLE
 DEVELOPMENT
 GOALS

●有限会社花屋仁助は
 持続可能な開発目標(SDGs)を
 支援しています。



まごころのお葬式



有限会社
 花屋仁助
 hanaya-nisuke

●ご依頼・ご相談は365日24時間対応



0120-224-553

花屋仁助 検索 <https://hanayanisuke.co.jp>

もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 空き家問題に関連する … 15
事業について
- 空き家バンク …… 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

加茂市 空き家対策

令和5年6月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 新潟支店
〒950-0084 新潟県新潟市中央区明石2-2-20
TEL.025-243-5673

※掲載している広告は、令和5年5月現在の情報です。

広 告

「笑顔あふれるまち」づくり 環境問題を通じて応援します

「再生資源（古紙）回収事業」

加茂市との連携事業として古紙回収BOXを展開中



SDGs リサイクルにより二つのGoalを目指します

御自由に利用下さい

- ・マナー厳守をお願いします。古紙以外の物は投入不可です（*24時間監視カメラ作動中）
- ・アルミ缶については通用路中程に回収BOXが設置してあります（*アルミ缶の分別回収の為、スチール缶は御遠慮下さい）

曜日（日祭日可）、時間（24時間）を問わず利用可

（*夜間の投入は静かに願います。御近所の迷惑につながります）

- ・チョットした外出時、通勤途中でも利用できます
- ・投入はステッカー指示に従い御願います
- ・段ボール箱に入れた物、袋に入れた物は内容物により分別下さい



再生資源卸売業/廃棄物処理業

株式会社 西國商店 加茂市千刈2-1-5 Tel 0256-52-0342



「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、空き家所有者・管理者への指導などを行うため、「**加茂市空家等対策計画**」の策定を進めています。



広 告

[kirimasu.com](http://www.kirimasu.com)



URL <http://www.kirimasu.com>

樹木の 伐採・枝切り 承ります

株式会社 **イチバ**

見積
無料!

加茂市大字狭口甲708-1

TEL (0256) **52-9848**

FAX (0256) **52-9878**

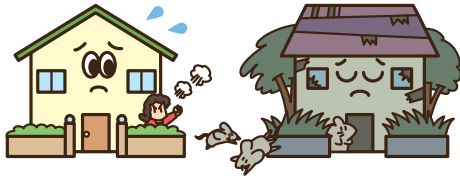


その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

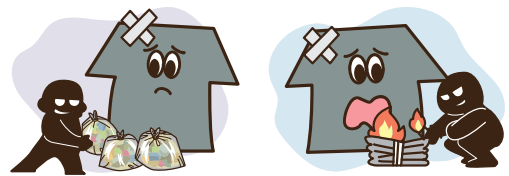


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

— 広 告 —

北越の小京都 加茂市の清潔を保つことが私たちの使命です。

不用品回収

一般家庭・事業者の方で
お困りのゴミも
お気軽にご相談下さい。



有限会社 加茂清掃工業

産業廃棄物収集運搬業・浄化槽管理清掃業・浄化槽管理士

〒959-1312 加茂市石川一丁目1番2号

☎ (0256) 52-8995

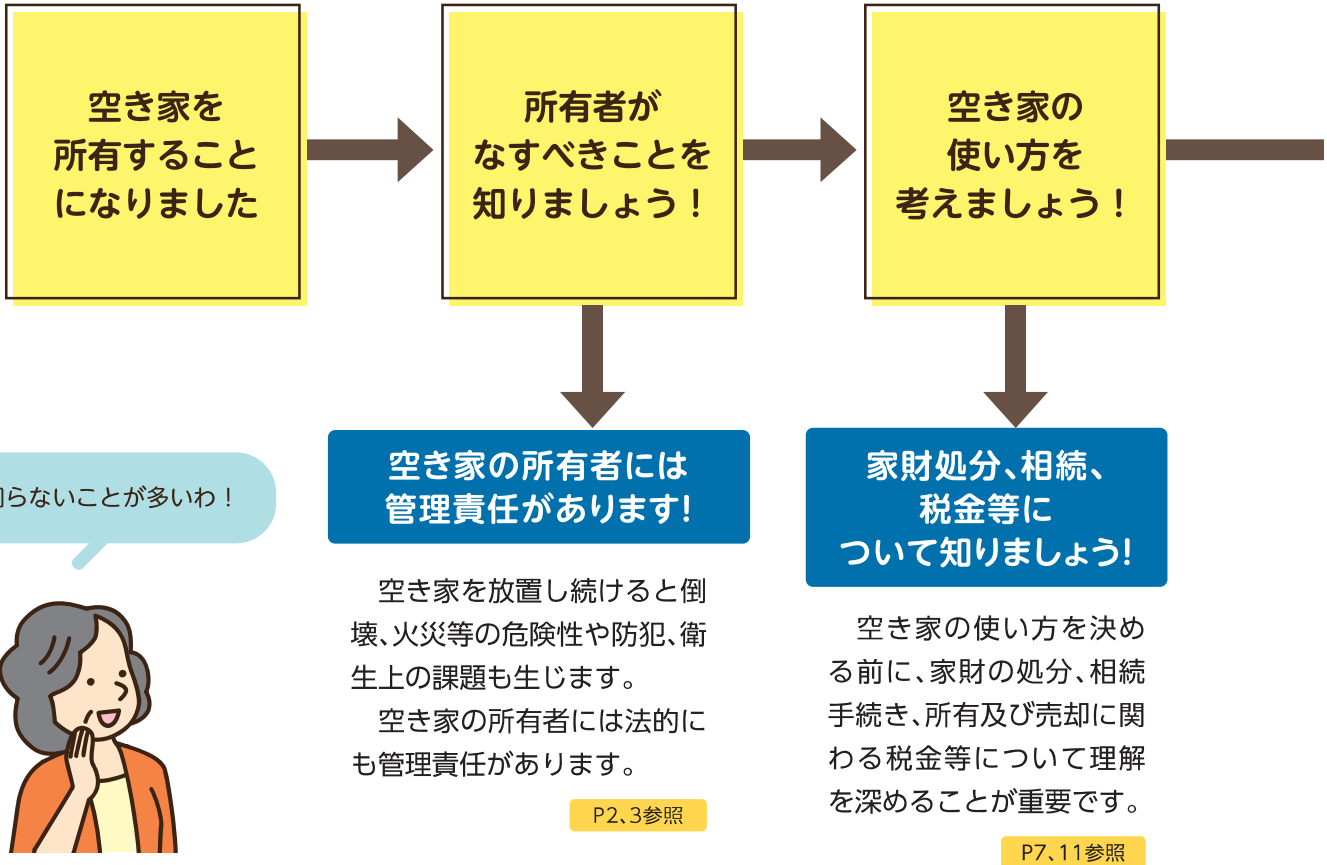
FAX (0256) 52-0627

空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは何ですか？



知らないことが多いわ！



空き家の所有者には管理責任があります！

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2,3参照

家財処分、相続、税金等について知りましょう！

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7,11参照

広告



街づくりを応援する企業です

土木工事業・石工事業
ほ装工事業・水道施設工事業
とび、土工工事業・鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業



有限会社

玉木土木

加茂市大字黒水695-17 TEL:0256-53-1537・FAX:0256-53-3515



加茂の環境保全、自然との調和を私たちは、目指しています。

クリーンな環境を未来の子どもたちの笑顔のために！



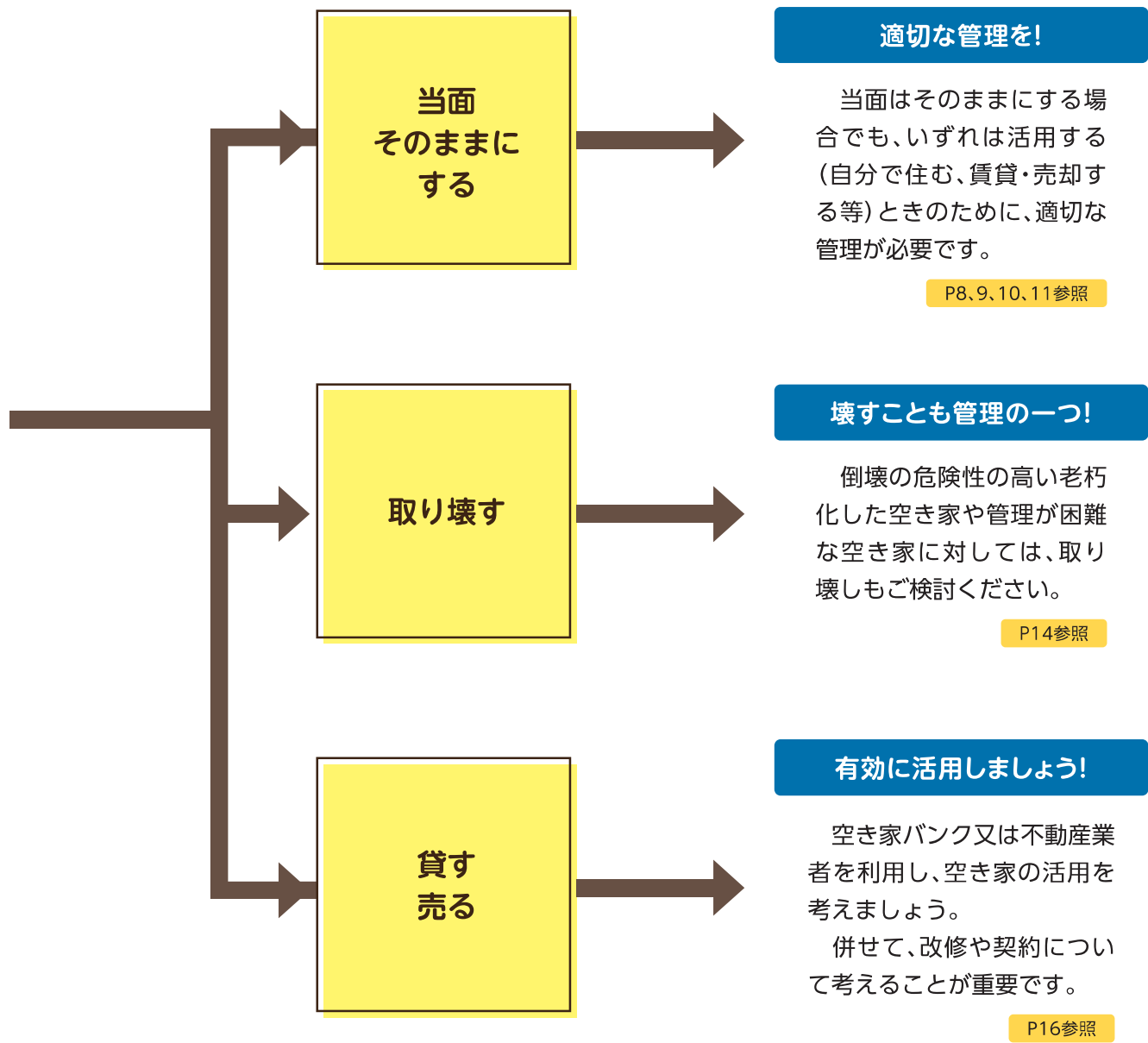
加茂・田上 一般産業廃棄物処理業

株式会社 **令和環境**

(旧 坂上商店)

加茂市八幡1丁目4-4

TEL:0256-57-7030 FAX:0256-57-7031



— 廣 告 —



遺言 **相続** **登記** **成年後見**

など なんでもご相談ください。初回の相談は無料です。

司法書士 行政書士 **プロサム法務事務所**

簡裁代理認定司法書士 行政書士 鈴木利益

加茂市新栄町15番36号

☎0256-52-9443 📠0256-52-9441 🌐 <https://prosum.jp>
ご相談予約・お問い合わせ 📞0120-000-802 (通話料無料)

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

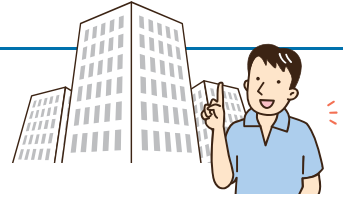


現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

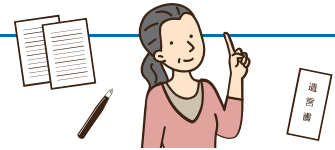
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの視点により対応します。

特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。

また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

総務課総括係 TEL 0256-52-0080

— 広 告 —

No.007

にいがた県中央司法書士事務所
未校了

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所に遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの?(法定相続について)

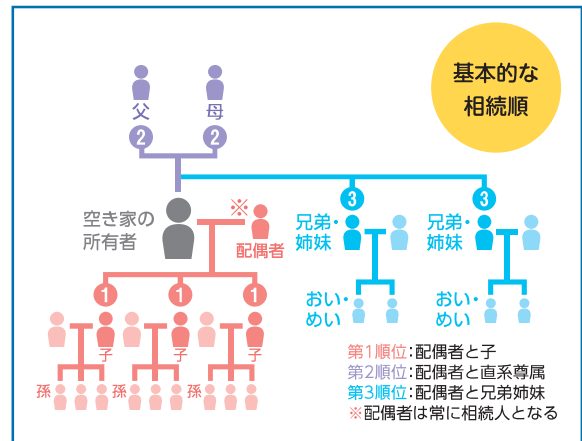
基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

相続問題 相続の不安・モヤモヤを解消します

お気軽にご相談ください

相続実績多数の司法書士が安心サポート!

相続手続き、遺言書の作成など、今後起こりうる相続に対する心配から、今現在、直面している相続に関するお困りごとまで、ささいなことでもお気軽にご相談下さい。

遺産整理業務

遺産分割協議書作成

不動産の名義変更

金融口座の名義変更

保険・株式の名義変更

遺言書作成

～未来へつなぐお手伝い～

たかはし法務司法書士事務所

加茂市新町1-3-2

TEL0256-47-1882 FAX0256-47-1896

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

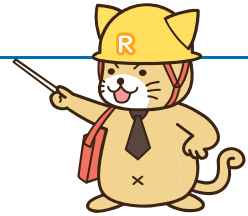


空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

— 広 告 —

豊かな森を未来へつなぐ



JForest 南蒲原森林組合

加茂市大字下高柳1-1

TEL (0256)53-0080

FAX (0256)53-3490

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

軒裏

・軒材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)

バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)

外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)

擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備

天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

・床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状(開閉の不具合、傾き)

設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

— 広 告 —



屋根工事技士
全技連マイスター認定

新潟県瓦屋根診断士
■職別訓練指導員■一級技能士



新潟県知事許可(般-29)第45252号

石塚屋根工事店

五泉市笹堀782

☎ 0250-43-2225 FAX 0250-43-3549

空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



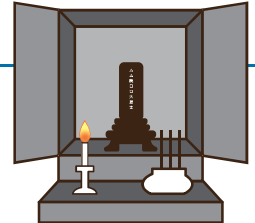
売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのの一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



広告



- 新 潟 日 報
- ス ポ ー ツ ニ ッ ポ ン
- 朝 日 新 聞
- 日 刊 ス ポ ー ツ
- 日 本 経 済 新 聞
- サンケイスポーツ
- 毎 日 新 聞
- 三 條 新 聞 他
- 産 経 新 聞

いつもお手元に新聞を!

NIC加茂 木戸新聞店

加茂市千刈2-7-19 0256-52-0349

No.017
まるやま不動産
未校了

🏠 売却・賃貸のヒント

● どの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみても…

● 売却するのに費用負担が難しい場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみても…

● 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？

隣の家に買ってもらえないか提案してみても…

● 空き家所有者が認知症の場合には？

成年後見制度の利用を検討してみても…

● 借地で空き家が売却できない場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討してみても…

● 古くて貸せるか悩んでいる場合には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみても…

● 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみても…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、空き家の所在する加茂市の総務課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の総務課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

広告

生活のあらゆるお困りごと、**解決します!**

鉄くずや家具など

**不用品回収・
遺品整理**

広範囲もおまかせ!

草刈り

おうちの
片付け

残置物の回収も、
小屋解体

そのほかお困りごと、
なんでもご相談ください!!
すぐに駆け付けます!

馬場商店

なんでも屋 ばばしょうてん

〒959-1334
新潟県加茂市
大字狭口甲1140

お急ぎの方はこちら! Tel **080-6504-0695**
Tel **0256-52-3953**

お見積り無料!
お気軽に お問い合わせ
ください!

売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの~?

🏠 メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



🏠 デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者



① まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



② 物件調査

売却予定物件を調査します



③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます

④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



⑤ 広告

販売活動を行います



⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



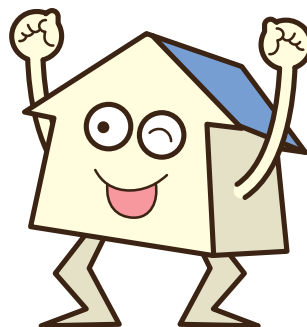
⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの~?

🏠 メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



🏠 デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)

所有者

不動産業者

建築士等



① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



② 物件調査(リフォームする場合)

▶リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?
不動産業者をお願いするのか?
相談してください



広告

No.016
(株)萱森商事
未校了

解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

🏠 メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



🏠 デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者

建築士等



① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



② 物件調査

現地調査します

③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



⑧ 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広 告

これからの心地よい暮らしのために



地元にながら確かな技術力と施工で、各種外まわりの工事承ります。

遺品整理、空き家の管理などのお手伝いいたします
どんな事でもお気軽にご相談ください

見積り無料です

建設業

有限会社 フロンティア

TEL 0256-53-4688

〒959-1328 加茂市陣ヶ峰15-7

リフォーム工事

解体工事

駐車場・カーポート
コンクリート工事

庭の雑草対策
樹木の伐採

ベランダ
テラス

土留工事
塀・フェンス

排水設備工事

外壁塗り替え工事

白アリ駆除

空き家問題に関連する事業について



～空き家バンクに関すること～

空き家バンクの運営

空き家や空き地の処分に困っている方と物件を探している方をマッチングするため、NPO法人空き家空き地対策協議会と連携して空き家バンクを運営しています。

登録手数料 1万円(+税)

担当(内線番号) 総務課総括係(内線329)



QRコード(加茂市ホームページ)

加茂市空き家バンク登録手数料補助金

加茂市空き家バンクに登録した方に対し、登録手数料の2分の1を補助します。

補助額等 登録手数料の1/2、上限5,000円

担当(内線番号) 総務課総括係(内線330)



～空き店舗に関すること～

加茂市空き店舗対策事業費補助金

商店街エリア内の空き店舗等に出店する場合、その改修費用または賃借料を補助します。

補助額等 改修費用・賃借料の1/2、上限50万円

担当(内線番号) 商工観光課商工振興係(内線133)



～住宅取得・リフォームに関すること～

加茂市移住促進住宅取得補助金

加茂市への転入を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、加茂市に住宅を取得(新築又は購入)する子育て世代の移住者に補助金を交付します。

補助額等 50万円(住宅の取得額が50万円未満の場合はその取得金額)

担当(内線番号) 建設課管理係(内線218)

加茂市結婚新生活支援補助金

要件を満たす新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得やリフォームに要する費用などを補助します。

補助額等 対象経費の実費相当額、最大60万円

担当(内線番号) 総務課政策企画係(内線354)



～移住・定住に関すること～

移住支援金

一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金を支給します。(就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方)

補助額等 単身60万円、世帯100万円(18歳未満の者一人につき100万円加算)

担当(内線番号) 総務課政策企画係(内線354)

移住体験ツアー

加茂市への移住を検討されている方に実際に加茂市での暮らしを体験していただく、オーダーメイド型移住体験ツアーを実施します。

補助額等 東京圏から参加された方に対し、市内の宿泊施設を1泊無料で提供します。

県外から参加された方に対し、往復に掛かる交通費を最大1万円補助します。

担当(内線番号) 総務課政策企画係(内線354)

広告

住まいのお困りごとはございませんか？



北陸ガス認定店 株式会社 ピュアライフ

ガスショップ 加茂店

加茂市幸町1-10-21
TEL0256-52-5592 FAX0256-53-2900

ガスショップ 東三条店

三条市鶴田3-7-20
TEL0256-39-6008 FAX0256-39-6068

ガスショップ 嵐南店

三条市北四日町13-2
TEL0256-33-0763 FAX0256-33-8277



こんにちは あなたの町、
三条市・加茂市を中心とする
県央地区のガス屋さん!!

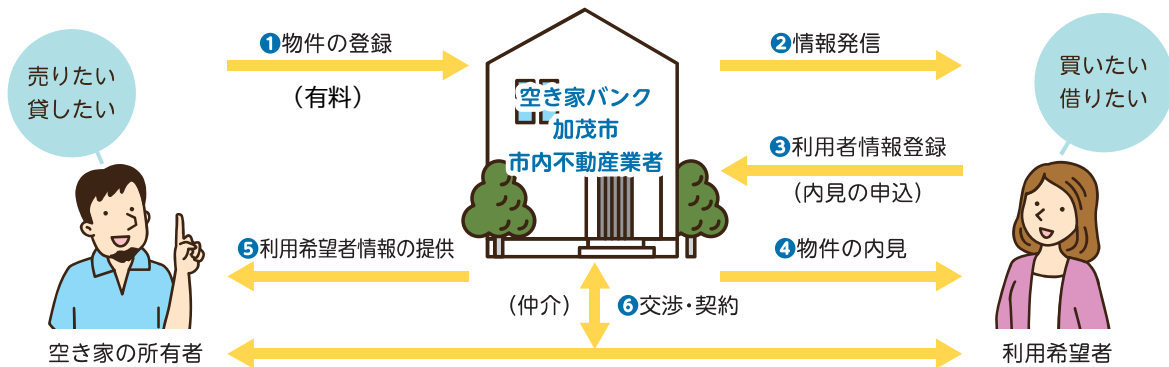


空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- ・登録費用 (有料)
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- ・購入や改修補助等が受けられます。
- ・インターネットで全国に発信

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家

お問合せ

NPO法人空き家・空き地対策協議会
 ☎080-5901-0052 ✉info@aatk.or.jp
 加茂市空き家バンク
 URL <https://www.homes.co.jp/akiyabank/niigata/kamo/>



広告

ごみでお困りの方!! お任せ下さい!!

有限会社 アサノ産業

浄化槽保守点検・清掃
 産業廃棄物収集・運搬
 特別管理産業廃棄物収集・運搬

新潟県知事(登)60第612号
 許可番号01503005594
 許可番号01553005594

加茂市石川2-10-44 ☎(0256) 52-2527

浄化槽

粗大
ごみ

家の
片づけ





加茂市

空き家対策

